

政策整理番号	1	施策番号	1	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)			
対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 障害福祉課	関係部課室	保健福祉部 地域福祉課		
政策名	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり				政策番号	1 - 1 - 1	
施策番号	1	施策名	障害者の地域での生活支援				
施策概要	様々な障害などにより日常生活をする上で誰かの支援が必要な状態になったときでも、これまでと同じように住み慣れた地域でいきいきと暮らせる社会的な体制づくりを目指します。						
政策評価指標 / 達成度	障害者生活支援センター設置数	...	グループホーム設置数	A			

達成度: A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値から見て指標が目指す方向と逆方向に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果					活動(事業)によりもたらされた成果							
事業番号	事業名 [担当課]	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) <small>(事業の活動量、「事業の手段」に対応)</small>	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) <small>(対象をどういう状態にしたのか)</small>	成果指標名 (単位) <small>(事業の成果、「事業の目的」に対応)</small>	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円) 単位当たり事業費(千円)							
1	精神障害者地域生活支援センター運営事業 [障害福祉課]	精神障害者	身近な地域で相談等が受けられる機能を持った生活支援センターを運営した。	センター設置数 (か所)	1	1	1	精神障害者やその家族の地域における生活を支援した。	利用者数 (人)	7,067	9,652	5,902
					36896	38124	20029					
					36896	38124	20029					
1	精神障害者地域生活支援センター利用者移行支援事業 [障害福祉課]	精神障害者	精神障害者地域生活支援センターを利用する者の市町村事業への移行を支援した。				14567					
2	精神障害者地域生活支援センター運営費補助 [障害福祉課]	精神障害者	精神障害者地域生活支援センターの運営費補助	センター設置数 (か所)		1	1	精神障害者やその家族の地域における生活を支援した。	利用者数 (人)		5,258	5,348
						14907	10516					
						14907	10516					
3	障害児等療育支援事業(旧障害児(者)地域療育等支援事業) [障害福祉課]	在宅の障害児等	在宅の障害児等が身近な地域で療育相談、指導が受けられる体制を整備した。	相談窓口数 (か所)	13	13	13	在宅の障害児やその家族の地域における生活を支援した。	相談指導件数 (件)	33,223	37,393	未集計 (6月上旬とりまとめ予定)
					120866	126074	85843					
					9297	9698	6603					
4	精神障害者地域生活支援事業(精神障害者生活技能訓練コーディネーター派遣事業) [障害福祉課]	精神障害者	生活技能訓練で実施できる技能を持つ者を精神障害者小規模作業所等に派遣し、指導を行った。	派遣箇所数 (か所)	6	9	9	精神障害者の社会復帰を支援した。	派遣日数 (日)	125	173	158
					2490	2474	2376					
					415	275	264					

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
概ね適切	概ね有効	概ね効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>・国により県の関与が制度化された事業や県が進める障害者の地域生活への移行促進などの事業から構成されており、県の関与は概ね適切であると判断している。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・業績指標、成果指標とも施策目的に合致した方向に概ね推移していることなどから、事業群は概ね有効であると判断している。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>単位当たりの事業費が縮減しているものや最小限の経費により実施したもの、国庫基準の範囲内で実施したものなどから構成されており、概ね効率的であったと判断している。</p>

B 施策評価(総括)

概ね適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・業績指標、成果指標とも施策目的に合致した方向に概ね推移していることなどから、事業群は概ね適切であると判断している。</p>
<p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・平成18年度に施行された障害者自立支援法に伴い、旧来のサービス提供に係る平成23年度までの経過措置も設けられたことなどから、今後の状況を勘案しながら、必要な事業を実施していく。</p>

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】</p>	<p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】</p>	<p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p>
<p>これまで国から運営費補助を受けて実施してきた事業であり、県の関与は適切であると判断している。</p>	<p>利用者数からも成果のあった事業だと判断している。</p>	<p>必要最小限の経費で実施したものであり、効率的であったと判断している。</p>
<p>精神障害者地域生活支援センターは、障害者自立支援法の施行により、相談支援業務が市町村の行う業務とされたため、平成18年9月末で廃止した。これまでの利用者の市町村事業への円滑な移行を進める目的で県が関与したもので、適切であると判断している。</p>	<p>円滑な移行がなされたものとして平成18年度末で事業を終了した。</p>	<p>必要最小限の経費で実施したものであり、効率的であったと判断している。</p>
<p>民営施設の運営を補助していたものであるが、障害者自立支援法の施行により、相談等は市町村の事業として位置づけられたほか、相談支援事業の事業者として制度上も対応できることから、県の関与を終了した。</p>	<p>利用者数からも成果があったものと判断している。</p>	<p>必要最小限の経費で実施したものであり、効率的であったと判断している。</p>
<p>障害者自立支援法の施行に関連し、平成18年10月から障害者の一般的な相談は市町村が担うこととされたため、事業を障害児等療育支援事業として見直し、県が行うべき障害児等の相談を担うこととし、市町村との役割分担を行っている。</p>	<p>多くの相談支援を行ったことから、障害者が地域で暮らしやすくなることに貢献しており、成果があったものと判断している。</p>	<p>国庫補助基準等の単価を参考に事業費を算出しており、概ね適切なものと判断している。</p>
<p>生活技能訓練等の技術を有する専門職の派遣を行い、指導、助言等を通じて、精神障害者の地域における社会復帰支援の質の向上を図っているもので、専門的な支援であることから、県の関与は適切であると判断している。</p>	<p>派遣日数の累積増により、施設職員等にノウハウの蓄積がなされており、成果があったものと判断している。</p>	<p>単位当たりの事業費も縮減しており、効率的に事業を実施していると判断している。</p>

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
「宮城の将来ビジョン」における位置づけ	
取組番号	取組名
廃止	精神障害者地域生活支援センターは、障害者自立支援法の施行により、相談支援業務等が市町村の行う業務とされたため、平成18年9月末で廃止した。
廃止	精神障害者地域生活支援センターを平成18年9月末で廃止したことに伴い、平成18年度限りの臨時措置として実施したものを。
廃止	障害者自立支援法の施行により、相談等は市町村の事業として位置づけられたほか、相談支援事業の事業者として制度上も対応できることから、県の関与を終了した。
維持	県が行うべき障害児等の相談を担うこととしている。
取組22	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現
維持	平成19年度には全圏域で派遣達成の見込みであることから、今後は、さらに効率的な事業の実施に努めていく。

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果							活動(事業)によりもたらされた成果					
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額,千円) 単位当たり事業費(千円)							
4	精神障害者地域生活支援事業(精神障害者自立生活支援事業) 【障害福祉課】	精神障害者	自立生活支援員による外出支援や宿泊体験等を実施した。	支援対象精神障害者数(人)	19	22	24	精神障害者の社会的入院の解消を図った。	退院者数(人)	12	4	11
					21280	16002	15297					
					1120	727	637					
4	精神障害者地域生活支援事業(精神障害者社会復帰施設運営費補助事業) 【障害福祉課】	精神障害者	通所授産施設等社会復帰施設の運営費補助	補助対象施設数(か所)	6	8	8	精神障害者の社会復帰を支援した。	日中活動の場等の受け入れ定員数(人)	128	168	134
					98360	125597	130480					
					16393	15700	16310					
5	精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者グループホーム運営事業) 【障害福祉課】	精神障害者	精神障害者のグループホームの運営費補助	補助対象グループホーム数(か所)	39	47		精神障害者の社会的入院の解消を図った。	入居定員数(人)	173	208	-
					45635	50931						
					1170	1084						
6	知的障害者地域生活援助事業 【障害福祉課】	知的障害者	グループホームの運営費等補助	補助対象グループホーム数(か所)	154	184	256	知的障害者の社会復帰を支援した。	入居定員数(人)	639	777	1,123
					169786	184498	236441					
					1103	1003	924					
7	共生型地域生活総合支援事業 【地域福祉課】	重度・重複障害者、知的障害者、認知症高齢者等	共生型グループホーム等を運営している事業所(予定も含む)に対し、運営支援、事業所間の情報交換・研修等を実施した。	支援実施件数(件)			7	共生型グループホームの支援技術の向上を図るとともに、その普及・啓発を行った。	共生型グループホーム数(か所)			10
							713					
							102					
8	知的障害者地域生活移行推進事業 【障害福祉課】	知的障害者	重度知的障害者の入居するグループホームに対し、世話人等の加配等補助					知的障害者の生活を支援した。				
					8877	13768	9250					
9	知的障害者グループホーム体験推進事業 【障害福祉課】	知的障害者	体験型グループホームの運営に対し補助	利用者延べ泊数(泊)	304	1060	628	知的障害者の社会復帰を支援した。	利用者実人数(人)	50	136	91
					2700	10028	6531					
					9	9	10					
10	障害児者レスパイトサービス支援事業(知的障害者レスパイトサービス支援事業) 【障害福祉課】	知的障害者	障害者やその家族の地域における生活を支援した。	実施市町村数(市町村数)	26	27	25	障害者やその家族の地域における生活を支援した。	利用日数(日)	2,298	7,616	4,510
					5110	19178	14114					
					197	710	565					

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性 【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】	B-2 事業の有効性 【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】	B-3 事業の効率性 【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】
障害者自立支援法に基づく広域的な対応が必要な事業として県に位置づけられた事業であり、県の関与は適切である。	平成18年度の支援対象者の平均入院期間は約9年と長期であり、これらの精神障害者の地域移行を支援したことから、事業は有効であると判断している。	単位当たりの事業費は縮減していることから、効率化を図ってきているが、さらに事業内容等の見直しを進めていきたい。
精神障害者の社会復帰を支援するため、県が関与しているものであり、適切であると判断している。	平成18年度の障害者自立支援法の施行により、新制度へ移行する事業者がでており、対象範囲が減少していることから、成果指標が前年度に比べ、減少しているものであるが、それでも前々年度なみの成果があることから、有効な事業であると判断している。	必要最小限の経費で実施したものであり、効率的であったと判断している。
平成18年度の障害者自立生活支援法の施行に伴い、障害種別による区別を行わなくなったため、この事業については、実質的には、事業6と合わせて実施した。国により県の負担とされた事業であり、県の関与は適切である。	平成18年度の障害者自立生活支援法の施行に伴い、障害種別による区別を行わなくなったため、事業6と合算した。	平成18年度の障害者自立生活支援法の施行に伴い、障害種別による区別を行わなくなったため、事業6と合算した。
施設に入所する知的障害者の地域移行を進めるために県が実施しているものであり、県の関与は適切であると判断している。なお、平成18年度の障害者自立生活支援法の施行に伴い、障害種別による区別を行わなくなったため、事業5と合わせて実施した。そのため、平成18年度実績の事業費及び入居者数等は精神障害者分を含んだ数値である。	成果指標は順調に伸びていることから、有効であると判断している。	単位当たりの事業費も減少しているほか、国が示した負担基準内での負担であり、概ね効率的であると判断している。
平成21年度を目的に障害福祉制度と介護保険制度の一体的見直しを検討される中、共生型グループホームは制度の見直しの方向性に合致する先駆的な事業であること、支援や運営に関する情報がモデル事業の実施により県に蓄積されていることから、県が関与することは適切である。	事業所間で任意団体を結成し、県との共同により研修を実施し支援技術の向上を図るとともに、共生型事業を検討している事業所に対する情報提供等や任意団体を通じた支援を行う等の普及・啓発により、新規に取り組む事業所が出てくる等の成果があった。	事業所間で結成した任意団体に対する側面支援とすることで、県とメンバーの役割分担を行うとともに、メンバーが交互に講師を務める等、効率性に配慮している。
施設に入所する知的障害者の地域移行を進めるために県が実施しているものであり、県の関与は適切であると判断している。	国が制度化したことから、事業の成果はあったものと判断している。	必要最小限の人員分の補助であり、概ね効率的であったものと判断している。
施設に入所する知的障害者の地域移行を進めるために県が実施しているものであり、県の関与は適切であると判断している。	利用者数等は年度によって増減があるものの、成果があるものと判断している。	国庫負担基準の単価等を参考に事業費を算出しており、概ね適切なものと判断している。
施設に入所する知的障害者の地域移行を進めるために県が実施しているものであり、県の関与は適切であると判断している。	国が制度化したことから、事業の成果はあったものと判断している。	国庫負担基準の単価等を参考に事業費を算出しており、概ね適切なものと判断している。

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
'宮城の未来ビジョン'における位置づけ	
取組番号	取組名
維持	障害者自立支援法により策定が義務づけられている障害福祉計画においても数値目標を掲げており、達成に向け取り組みを充実していく。
取組22	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現
維持	新制度への移行は平成23年度までの経過措置があり、その間はニーズがあることから、精神障害者が社会復帰するための生活の場や日中活動の場を確保するために、施設の安定した運営を支援していく必要がある。
拡充	精神障害者の社会的入院の解消及び施設に入所する知的障害者の地域移行を進めるためには、当該事業を拡充する必要がある。
維持	既設及び新設の共生型グループホームに対する支援ニーズが継続して見込まれることから、次年度も引き続き同程度の事業内容で実施する。
取組22	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現
廃止	平成18年度の障害者自立支援法の施行により、障害程度区分に応じた生活支援員の配置や報酬単価が制度化され、当該事業と重複することから、平成18年度をもって廃止した。
維持	施設に入所する知的障害者の地域移行を進めるためには、必要な事業であり、継続して実施していく。
廃止	平成18年度から施行された障害者自立支援法に関連し、平成18年10月からは、市町村が行う地域生活支援事業の日中一時支援事業と重複することとなったため、平成18年9月末をもって廃止した。

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果							活動(事業)によりもたらされた成果					
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円) 単位当たり事業費(千円)							
11	重症心身障害児(者)通園事業 【障害福祉課】	重症心身障害児(者)	運動機能等に係る訓練、保護者に対する療育技術の習得等、在宅生活の安定を図った。	受入施設数(か所)	6	6	5	障害者やその家族の地域における生活支援	利用人数(開設日数)(人)(日)	5,300 (1,319)	5,686 (1,446)	5713 (1,216)
					86567	92127	73319					
					14428	15355	14664					
12	知的障害者グループホーム整備促進事業 【障害福祉課】	知的障害者	知的障害者のグループホーム等設置に伴う住宅改修や備品購入に対する補助	補助対象グループホーム数(か所)	8	2	1	知的障害者の自立を支援した。				
					2510	578	300					
					314	289	300					
13	知的障害者援護施設特別処遇加算事業 【障害福祉課】	知的障害者	重度の知的障害者を受け入れている更生(通所)施設に対する人件費補助	補助対象施設数(か所)	10	13	15	重度知的障害者の地域での生活支援体制を整備した。	障害者受入数(人)	203	257	292
					34578	38738	43001					
					3458	2980	2867					
14	高次脳機能障害者支援事業 【障害福祉課】	高次脳機能障害者及びその家族、保健医療福祉関係者	相談支援、専門的な評価及びリハビリテーションの提供、研修の開催	事業実施箇所数(か所)			8	高次脳機能障害者の地域での生活を支援した。	相談者(人)			62
							1722					
							215					
事業費計(千円)					635655	733024	664499					

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性 【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】	B-2 事業の有効性 【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】	B-3 事業の効率性 【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】
国により県が実施することと定められているため、県の関与は適切であると判断している。	概ね良好な利用状況であったことから、事業の成果はあったものと判断している。	国が単価を設定しており、効率的であると判断している。
施設に入所する知的障害者の地域移行を進めるために県が実施しているものであり、県の関与は適切であると判断している。	施設に入所している障害者が地域移行を進めるために必要な施設の改修等への補助事業であり、事業実施により環境整備が整うなど成果はあったものと判断している。	必要適正額により効率的に事業を実施しているものと判断している。
施設に入所する知的障害者の地域移行を進めるために県が実施しているものであり、県の関与は適切であると判断している。	補助対象施設数、障害者受入数も増加しており概ね有効であると判断している。	単位当たりの事業費も縮減しており、概ね効率的に実施していると判断している。
高次脳機能障害は、診断や援助方法が普及されておらず、支援機関も少ないことから、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として、専門的相談支援体制を整えた事業であり、県の関与は適切であると判断している。	地域で生活している高次脳機能障害者やその家族の個別の問題に対応し、解決に向けた支援をし、実績もあがっていることから、施策目的の実現に貢献したと言える。	リハビリテーション支援センターと拠点病院及び保健福祉事務所が2層体制で幅広く全県下で実施するなど、効率的に実施していると判断している。

施策を構成する事業の方向性

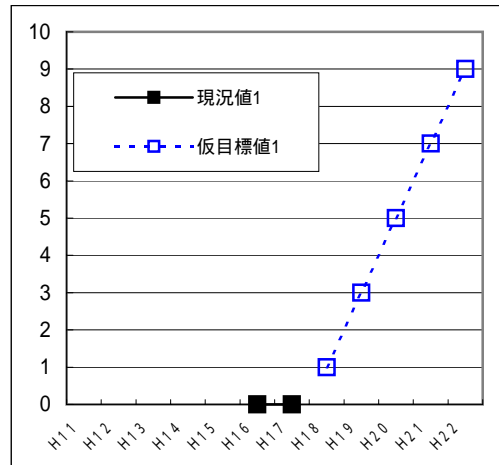
活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
「宮城の将来ビジョン」における位置づけ	
取組番号	取組名
拡充	在宅心身障害児(者)の通園は、身体的負担が伴い、身近な地域で実施することが必要であり、各福祉圏域ごとに当該事業を展開する必要がある。
維持	終期を平成20年度としており、事業を適切に進めていく必要がある。
維持	施設に入所する知的障害者の地域移行を進めるためには、当該事業を実施していく必要がある。
維持	18年度から開始した事業であり、現状の相談支援体制を維持し、機能の充実を図っていく必要がある。
取組22	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号 1 施策番号 1

対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 障害福祉課	関係部課室	保健福祉部 地域福祉課
政策名	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり			政策番号	1 - 1 - 1
施策番号	1	施策名	障害者の地域での生活支援		

政策評価指標		単位						
障害者生活支援センター設置数		か所						
目標値	H17	-	H22	9				
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H16						H17	H18
現況値	0						0	-
仮目標値							0	1
達成度						



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

障害者生活支援センターの設置数
 障害者生活支援センター:地域で生活する障害者を障害の種別にかかわらず総合的に支援するために、日常生活上の不安解消、在宅サービスの利用援助、働く場や自立のための情報提供等の援助を行う機能を持つ。

政策評価指標の選定理由

・障害者が住み慣れた地域で生活し続けるためには、それぞれの地域での療育、介護に関する専門的な指導、各種サービスを円滑に利用できるようにするための支援体制の整備が必要である。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・平成18年度の障害者自立支援法の施行により、障害者に対する相談支援は市町村の行う業務とされ、県内全ての市町村で対応可能となったため、県による設置は行わないこととした。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

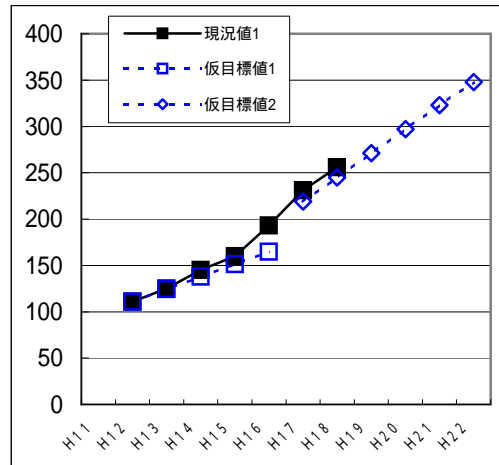
・施策の有効性を評価する上では適切な指標であり、障害者の地域生活を支援する上でも必要な事業であったため、障害者自立支援法でも事業として位置づけられたものと判断している。

政策評価指標分析カード(整理番号2)

政策整理番号 1 施策番号 1

対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 障害福祉課	関係部課室	保健福祉部 地域福祉課
政策名	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり			政策番号	1 - 1 - 1
施策番号	1	施策名	障害者の地域での生活支援		

政策評価指標		単位						
グループホーム設置数		か所						
目標値	H17	219	H22	348				
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H16	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
現況値	193	111	125	145	160	193	231	256
仮目標値		111	124	138	151	165	219	245
達成度		A	A	A	A	A	A	A



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

グループホーム設置数
 グループホーム:在宅での生活が困難な少数の知的障害者及び精神障害者が、家庭に近い環境で生活できるよう、食事提供等を行う世話人を置き、共同生活を送ることができるようにしたもの。

政策評価指標の選定理由

・障害者が地域で自立した生活を送るためには、生活の場の確保が必要であり、地域の中の住宅において数人の障害者が共同して生活を営むグループホームは有効な手段である。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・精神障害者及び知的障害者の地域生活への移行が進んでいるため、目標は順調に達成されている。平成18年度に障害者自立支援法が施行され、市町村も計画的に事業を進めることとしており、今後も順調に達成されるものと見込んでいる。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・グループホームは、精神障害者及び知的障害者の地域生活の受け皿として重要な役割を果たしていることから、指標として適切であると判断している。